附　則

1　この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に航海中である大中型まき網漁業につき漁業法第五十二条第一項の許可を受けた者については、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十八条第一項の規定は、当該航海の終了の時から適用し、当該航海の終了前は、なお従前の例による。

3　この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十六条第一項及び第二項（同法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第三項並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十条第一項（同法第九十二条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第二項（同法第七十七条（同法第九十二条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号㈠中

「金融派生商品リース投資資産」	を	「金融派生商品等差入担保金リース投資資産」	に、
「金融派生商品その他の負債」	を	「金融派生商品等受入担保金その他の負債」	に改める。

別紙様式第二号㈠中

「金融派生商品仮払金」	を	「金融派生商品等差入担保金仮払金」	に、
「金融派生商品仮受金」	を	「金融派生商品等受入担保金仮受金」	に改める。

別紙様式第四号㈠中

「金融派生商品前払費用」	を	「金融派生商品等差入担保金前払費用」	に、
「金融派生商品前受収益」	を	「金融派生商品等受入担保金前受収益」	に改める。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号㈠中

「金融派生商品リース投資資産」	を	「金融派生商品等差入担保金リース投資資産」	に、
「金融派生商品その他の負債」	を	「金融派生商品等受入担保金その他の負債」	に改める。

別紙様式第五号㈠中

「金融派生商品前払費用」	を	「金融派生商品等差入担保金前払費用」	に、
「金融派生商品前受収益」	を	「金融派生商品等受入担保金前受収益」	に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第一号㈠、第二号㈠及び第四号㈠並びに第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則別紙様式第三号㈠及び第五号㈠は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第一項第一号ニ⑶ⅰ中「⑶」を「⑷」に改め、同号ニ⑶を同号ニ⑷とし、同号ニ⑵の次に次のように加える。

⑶　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則第二百四条第一項に規定する説明書類の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。